答弁第二七六号平成二十二年三月三十日受領

内閣衆質一七四第二七六号

平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横 路 孝 弘殿

衆議院議員馳浩君提出永住外国人への地方参政権付与に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

一について

く憲法 憲法九三条二項は、 団体の長、 本国民を意味するものと解するのが相当であり、 団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、 三条二項において、 る外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第八章は、 ることをも併せ考えると、 御指摘 項の規定は、 五条一項の規定の趣旨に鑑み、 の最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、 その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということはできない。 権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、 我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものと 地方公共団体の長、 憲法九三条二項にいう その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、 地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであ 右規定は、 「住民」 「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法 とは、 我が国に在留する外国人に対して、 地方公共団体の区域内に住所を有する日 前記の国民主権の原理及びこれに基づ (中略) このように、 我が国に在留す その地方公共 地方公共 二 五条 九

民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、

はいえないが、

憲法第八章の地方自治に関する規定は、

権を付与する措置を講ずることは、 係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の 我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関 の法律が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である最高裁判所が示した考え方 公共的事務の処理に反映させるべく、 団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、 住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、 憲法上禁止されているものではない」と判示している。 法律をもって、地方公共団体の長、 その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共 その議会の議員等に対する選挙 これは、 切

一について

であると承知している。

て、 の意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、 ってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、そ 御指摘 地方公共団体の長、 の最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、 その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、 「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であ 憲法上禁止さ 法律をもっ

れているものではない」と判示しており、その後最高裁判所がこの見解を変更するような判示をしたとは

承知していない。